

令和7年第2回

# 君津市農業委員会議事録

令和7年2月5日（水）

令和7年第2回君津市農業委員会議事録

日 時 令和7年2月5日（水）午後2時00分から午後2時43分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第1号から議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第10号から議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第13号から議案第14号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第6 議案第15号 令和6年度農用地利用集積等促進計画（令和7年2月）について

日程第7 報告第1号から報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第8 報告第10号から報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（11名）

1番	内海孝夫	2番	鮎川正幸
3番	水野徳子	4番	小笠原武男
5番	笹本幸恵	6番	宇野真弘(欠席)
7番	欠員	8番	溝口勝美(欠席)
9番	小泉春水	10番	齊藤昇
11番	重田忠男	12番	長谷川貢
13番	鈴木隆	14番	石井和美

欠席委員（2名）

6番 宇野 真 弘

8番 溝 口 勝 美

出席した職員

事務局長	安 田 禎 則
事務局次長	永 鳶 一 環
農業委員会事務局主任主事	江 澤 俊 太
経済環境部農政課企画調整係長	金 子 正 和

---

◎会長挨拶

会 長 皆さん、お忙しい中、農業委員会への出席、御苦労さまです。

昨日、テレビを見ておりましたら、京都のほうの踏切の状態が映されていたんですけども、今、中国の春節ということで外国人の観光客の方がたくさん来られて、踏切を時間内に渡れなくて、遮断機が下りて来たのを手で上げていると、そういうような状況が映されていました。

あまりに多くの方が来ると、オーバーツーリズムというんだそうですけれども、周辺の住民の方が生活できないような状況になってしまうというようなことで、たくさんの方が来ていただけることは、農業生産者にとっては野菜とか、米とか、たくさん食べていただいて、高価格が維持できるという点ではいいのかなとは思いますが、周辺の方にとっては非常に迷惑な状況なんじゃないかというふうに思いました。

農業委員会のほうも、今月親睦旅行を計画しておりますので、行かれる方は特に親睦を深めていただくということで、会議の中で会えない推進委員の方とか、そういう方と親睦が深められればいいなというふうに思っています。

観光客の仲間入りということになりますので、マナーを守って楽しい旅行をしてきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、会議のほうよろしくお願ひします。

---

◎諸般の報告

会 長 それでは、諸般の報告をさせていただきます。

1月の総会以降に出席した会議、行事等報告いたします。

1月7日、第1回総会終了後開催された「農業委員会だより緑の清流」の編集委員会に出席いたしました。

編集委員会には笹本編集委員長、小泉委員、重田委員、長谷川委員が出席し、開催されました。

1月9日、小糸地先において、自然農法による新規就農の相談があったことから、小糸地区の農業委員、推進委員に情報共有を図るため、小糸地区の委員による会議が開催されました。それに出席しております。

なお、出席した委員は水野職務代理、笹本委員、宇野委員、榎本推進委員、野口推進委員、

朝生推進委員が出席いたしました。

1月21日、農業者年金の加入推進に係る令和6年度加入推進対策会議に出席いたしました。

諸般の報告は以上です。

それでは、総会に入ります。

---

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は11名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和7年第2回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

3番、水野徳子職務代理者、4番、小笠原武男委員の2名にお願いします。

---

◎議案第1号及び議案第9号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第9号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

最初に、前回、第1回総会で保留とした議案第1号について継続審議を行います。

議案第1号について、事務局より報告をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

令和7年第1回総会からの継続審議となります。

本案件は、第1回総会において、譲受人の所有農地で管理ができていないところがあるの

ではないかとの委員から意見があり、その場合においては、農地法第3条第2項第1号の不許可の要件に該当することから、事実関係を確認するため保留となったものです。

譲受人の所有農地について、台帳上は遊休農地に当たるものではありませんでしたが、現地確認をしたところ、一部管理のできていない農地がありました。

譲受人に、農地の管理状況について事務局及び担当委員から確認したところ、体調を悪くして一部管理ができていなかったが、現在は体調もよくなり順次草刈り等を行っているとのことでした。

その後、管理ができていなかった部分についても、草刈り等が終わったとの連絡が担当委員にあったため、現地を確認したところ、耕作が始められる状況となっておりました。

本申請に至った理由は、農業経営の規模拡大のほかに申請地の隣接地を所有しており、今までと同様に申請地を含め一体的に管理していきたいとの意向もあるとのことでした。

そのほかの許可要件については、第1回総会の説明のとおりです。

以上のことから、不許可要件に該当するところはなく、また、担当委員からも特に問題ないと伺っております。

説明は以上となります。

御審議よろしくお願ひいたします。

議 長 今、議案第1号について事務局から報告がありました。

質問、意見がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号ないし第9号を議題といたします。

なお、議案第9号については、14番、石井和美委員が関係する事案が含まれますので、最初に第2号ないし第8号について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第2号について説明します。

貞元地先の田2筆、畑1筆、面積1,860平方メートルを売買により所有権移転するもので

す。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は現在1万6,114.26平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第3号について説明します。

下湯江地先の田5筆、面積6,170平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は管理ができないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は現在11万112平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を所有しています。

農作業従事数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第4号について説明します。

根本地先の田1筆、面積723平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営を行いたため

です。許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、県外で就農の研修を受けているため、技術等は特に問題ないと思われま

す。農機具は、運搬車を所有しています。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

す。議案第5号について説明します。

西原地先の畑1筆、面積923平方メートルを使用貸借権設定するものです。

申請理由として、譲渡人は管理を依頼したいため、譲受人は農業経営を行いたため

です。許可基準として、譲受人は市外在住の新規就農者ですが、家庭菜園を含め1年以上の経験があることや、隣接農地の耕作者からアドバイスを受けながら耕作していくことから、技術等は特に問題ないと思われま

す。農機具は、耕運機を導入する予定です。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

す。議案第6号について説明します。

岩出地先の畑1筆、面積809平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続により取得したが管理できないため、譲受人は自宅近くの

農地を購入し営農したいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、自宅近くの小面積の農地のため技術等は問題ないと思われま

す。農機具は、耕運機を所有しています。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

す。議案第7号について説明します。

大戸見地先の畑1筆、面積92平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は管理ができないため、譲受人は隣接所有地と一体として耕作を

したいためです。許可基準として、譲受人は現在1万5,317.62平方メートルの農地を経営しており、農機具

はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第8号について説明します。

黄和田畑地先の田1筆、面積495平方メートルを売買により所有権移転するものです。申請理由として、譲渡人は管理ができないため、譲受人は新規に家庭菜園を行いたいため

です。許可基準として、譲受人は市外在住ですが、申請地に隣接する宅地を購入し、移住予定です。また、技術については、購入宅地に隣接する小面積の農地のため、特に問題ないと思われま

す。農機具は、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告をお願いします。

議案第2号ないし第3号については、私から報告いたします。

議案第2号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊2ページを御覧ください。

地図のセブンイレブンのコンビニがある道路が六手貞元線になります。そのコンビニの脇

に1か所とその先の君津駅に向かう道路との交差点ですね、これを右折して駅前大橋方向に向かい、150メートルほど行って、さらに右折して50メートルほど行った右側が申請地になります。

1月27日に、譲受人と現地確認を行いました。申請地は田んぼとして耕作されており、一部は譲受人が譲渡人から借りて耕作しております。ほかの耕作者が耕作している田んぼも今回購入してほしいという譲渡人から依頼があり、耕作者とは知り合いだったので購入を決めたそうです。

特に問題ないと思われます。

続きまして、議案第3号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、2号と同じ別冊2ページを御覧ください。

君津駅から来る道を駅前大橋を通り、江川橋まで進み、交差点の両側とそれから交差点を斜め右に入って、地図には表記がありませんけれども、東電の変電所を過ぎて200メートルほど行ったところが次の申請地です。さらに、200メートルほど行って左折し、500メートルほど行ったところが最後の申請地になります。

1月29日に、譲受人と現地確認を行いました。申請地はやはり田んぼとして耕作されておりまして、譲受人が譲渡人から借りて耕作しております。譲渡人は相続したけれど管理できないので、購入してほしいと譲受人に依頼したそうです。

特に問題ないと思われます。

御審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第4号について、5番、笹本委員から申し上げます。

笹本委員 5番、笹本です。

第4号議案について御報告します。

詳細は事務局説明のとおりです。

場所ですが、別冊3ページを御覧ください。

紙面の上を横に大きくある道路は、県道92号線です。右上にあるガソリンスタンドから200メートルくらい清和方面へ行った県道沿い、右側に申請地があります。申請地は草刈りがきれいにされた状態になっていました。

1月29日、午前9時50分頃、譲受人とお会いし、現地の確認と聞き取り調査をいたしました。

新規就農者ではありますが、研修は山梨県で受けており、譲受人の住んでいる近隣にベテランのブルーベリー農家がいる、その方の仕事を手伝いながら技術の向上を図るとともに、計画的に経営をしていくとのことでした。また、ブルーベリーが酸性寄りの土壌を好むということから、失敗の少ない大型ポットでの栽培方法で行うそうです。

この場所は、数十年耕作がされてこなかった場所ですが、新規で就農するのに面積、管理面でちょうどいい場所だと思われました。

特に問題はないと思われませんが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第5号について、10番、齊藤委員からお願いします。

齊藤委員 10番、齊藤です。

議案番号5について報告いたします。

申請内容につきましては、先ほど事務局より説明があったそのとおりでございます。

申請場所、現地ですけれども、別冊の4ページを御覧ください。

この中にはバイパスの地図が入っていないんですけれども、目立ったところがないので、バイパスから説明したいと思います。

J Aの小櫃のスタンドから姉ヶ崎方面に向かって300メートルほど行くと、西原交差点があります。その交差点を西のほうに進んで行きますと、そこからこの地図に載っているんですけれども、西賀和橋というのが小櫃川を渡っている橋です。その西賀和橋を渡って300メートルほど行った先の右側が現地になります。

現地ですけれども、1月19日、日曜日の日ですね、請け人に立ち会ってもらって聞き取り調査いたしました。現地確認したところ、回りに栗の木が数本植えてありまして、その栗林ですが、その真ん中のちょうどいいところの畑です。それが現地となっております。それを請け人が今後借りてジャガイモ、サツマイモ等を栽培するという計画書を出してありました。

だから、全体的に見て何ら問題はないと思いました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、議案第6号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員 11番、重田です。

議案第6号について説明します。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊の5ページを開いていただきたいと思います。

国道410号線、久留里馬来田バイパスを馬来田方面から俵田の信号を右に曲がり、700メートル先の岩出交差点を右に曲がり、200メートル先の右側の畑でした。

現地確認は、譲渡人、譲受人と1月25日に現地確認、申請内容について確認いたしました。

譲渡人は相続により農地を取得したが、農業に従事できる者がいないため、譲受人は事業、ハーブの販売を開始するに至り、農業栽培を行うこととしたためということですので、特に問題ないと思われまますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第7号について、13番、鈴木委員から申し上げます。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第7番について御説明いたします。

申請の内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の6ページをお願いします。

この地図ではちょっと分かりづらいんですけども、6ページと書いてある地図の上のほうですね、国道410号バイパスが通っております。そのバイパスを小櫃方面から鴨川方面に向かいまして、大坂の信号を左折しまして、小櫃川に架かる富士見橋の手前を右折して、釜めし蔵という食事があるところがありますけれども、その方向に1.7キロほど行ったところの右側でございます。

1月17日午前に、代理人と現地確認及び聞き取りを行いました。

現地は登記簿上では畑となっておりますが、隣接地の水田と一体化して1枚の田んぼとなっていました。今の状況は休耕地となっておりますが、草刈り等してあり、よく管理されております。譲渡人は農地の管理ができないので、従前から管理を任せていた譲受人に売却することにしたとのことです。譲受人につきましては、隣接地を所有していることから、この土地を購入してまとまった土地にして耕作の効率をよくするため、取得するとのことです。

特に問題はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第8号について、14番、石井委員から申し上げます。

石井委員 14番、石井です。

議案番号8番につきまして御説明させていただきます。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の7ページを御覧いただきたいと思ひます。

国道465号を大多喜方面に向かい、蔵玉トンネルを通過して600メートルぐらひ進みますと、右側に黄和田畑青年館があります。その少し手前の道沿いに丸清工務店という大工さんがあります。そこを右折していただき、300メートルぐらひ進むと、左側が申請地となります。

1月21日に、譲受人の方とお会ひして現地確認をいたしました。耕作はしていませんが、草刈り等はされておりました。また、周辺の農地も同様に草刈り等はされておりました。また、周辺の農地については、昨年より水揚げのポンプが故障したついでに組合も解散ということで休耕地となっています。譲渡人は遠方に住居を移しており、管理ができないとのことです。

譲受人は申請地前の空き家を近年譲渡人より購入済みであり、新規に家庭菜園を行うとのことでした。

権利等につきましても特に問題はないと思ひますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ただいま議案第2号ないし議案第8号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願ひします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

次に、議案第9号を議題といたします。

なお、議案第9号については、14番、石井和美委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退出をお願いいたします。

(14番 石井和美委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第9号について、説明します。

大中地先の田1筆、面積1,112平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は離農したため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は現在6,271平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、田植機、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

以上です。

議長 それでは、今説明が終わりましたので、現地報告を13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木です。

議案番号第9号につきまして御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の8ページを御覧ください。

この地図では載っていませんけれども、上のほうに国道465号の名殿の信号というのがあります。この信号を鴨川方面に800メートルほど行ったところを左折しまして、利根部落に入り、亀山ダム方面に向かう市道を400メートルほど行った小櫃川に架かる高水橋の脇を右折しまして、農道に入り400メートルほど行ったところの右側でございます。

現地は1月20日午後に、譲受人と現地の調査確認いたしました。

現地は水稻を耕作しておりまして、よく管理されております。譲渡人は相続によりこの土地を取得しましたが、離農したいということで、従前から耕作を委託していた譲受人に無償で譲り渡すことにしたそうです。

譲受人につきましては、この土地を取得しまして農業経営規模を拡大するため、譲り受けることにしたそうです。

問題はないと思われまますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

ここで、14番、石井和美委員の入室を認めます。

(14番 石井和美委員 入室)

---

◎議案第10号ないし議案第12号

議長 日程第4、議案第10号ないし第12号 農地法第5条の規定による許可申請につ

いてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫事務局次長 議案第10号ないし議案第12号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

すみません、備考欄のところのただし書なのですが、議案第9号から議案第11号となっておりますが、10号から12号の誤りでございますので、御訂正お願いいたします。大変失礼しました。

黄和田畑地先の田と蔵玉地先の田3筆、面積424平方メートルを所有権移転により太陽光発電設備へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請地と雑種地2筆、406平米と併せた計840平方メートルに太陽光パネル166枚の設置を計画するものです。

敷地は切土、盛土を伴う造成はございません。

用水はありません。また、雨水は自然浸透とします。

排水及び雑排水は該当いたしません。

設置工事中、大雨等の災害情報・注意報発令時には常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び隣地等への被害がないよう万全の措置を講じます。

施工後は、周囲にフェンスを設置し立入禁止措置を講じるとともに、管理責任者を標識にて明示いたします。

農業用排水及び施設への影響がないよう現況のままいたします。

日照、通風への影響は特にないと思われませんが、太陽光パネルは隣接地から1.5メートル以上の緩衝地帯を設け影響がないようにいたします。

切土、盛土を行う造成はないと説明したところですが、ならし程度の整地のみとし、極力現状を維持し、土砂等の流出に配慮いたします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第10号ないし第12号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

議案番号10号ないし11号、12号につきまして、譲受人が同一でありますので、一括して御説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地ではありますが、別冊の7ページを御覧ください。

ここも国道465号線を大多喜方面に向かい、蔵玉トンネルを出て200メートルほど進んだ左側の高台になっております。

1月30日午後、代理人の方と現地の確認及び聞き取りを行いました。

申請地は休耕しておりますが、草刈り等はしてありましてきれいになっていました。

10号の譲渡人は、相続により取得しましたが、遠方に居住しており、管理ができないとことです。11号、12号につきましても、譲渡人は高齢のため管理ができないということです。

譲受人は先ほども御説明のあったように、太陽光発電施設を造るということです。隣接地には既に太陽光発電施設が稼働していました。近隣等への影響も問題はないと思われま

す。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

---

◎議案第13号及び議案第14号

議長 日程第5、議案第13号ないし第14号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

永寫事務局次長 議案第13号ないし議案第14号について、同一事業のため、一括して御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

笹地先の田3筆、面積1,847平方メートルを、引き続き市立公園の観光用駐車場として使用するための許可期限延長に係る計画変更です。

観光用駐車場として令和7年3月31日まで許可を得ていましたが、令和8年3月31日まで1年間の計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまでも被害の報告もなく、面積に変更もないため、問題ないと思われま

す。

議長 ただいまの事務局説明について、質問、意見等がありましたらお願いします。

鈴木委員。

鈴木委員 13番、鈴木です。

この場所の駐車場はどこにあるのでしょうか。

永寫事務局次長 場所は、濃溝の滝から前にある国道を、千葉方面に向かって500メートルぐらい行ったところの東側に位置するところです。ちょっと地図がなくて恐縮ですが、位置関係はその程度の位置で、今御説明できるのは最大です。

鈴木委員 はい。

議長 ほかに御質問、御意見ありますか。

長谷川委員。

長谷川委員 12番、長谷川です。

計画変更の期間なんですけれども、1年間ということなんですけれども、毎年やるということですか。駐車場で使う限りは……。

永寫事務局次長 申請の申出がある限り延長することになるかと思

通常の一時転用の期間延長というのは3年ということなんですけれども、県のほうの取扱いとしては、市の観光振興のためということで特別許可、延長の許可が続いているような状況でございます。

以上です。

議長 ほかになにか御質問、御意見ありますか。

(発言する者なし)

議長 長 それでは、質問、意見がありませんので採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

---

#### ◎議案第15号

議長 長 日程第6、議案第15号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和7年2月）についてを議題といたします。

なお、議案第15号につきましては、1番、内海孝夫委員、4番、小笠原武男委員に係る事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(1番 内海孝夫委員、4番 小笠原武男委員 退室)

議長 長 経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 農政課の金子と申します。

議案第15号について御説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対して、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、君津市で作成しました令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和7年2月分）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会に御意見をお伺いするものです。

お手元の議案書の8ページを御覧ください。

まず、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区5件、田20筆、3万9,110平方メートル、小糸地区3件、田14筆、1万7,384平方メートル、小櫃地区14件、田51筆、4万7,812.85平方メートル及び畑1筆、72平方メートル、合計22件、86筆、10万4,378.85平方メートル、以上でございます。

次に、機構受け手間契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区6件、田19筆、2万831平方メートル、小糸地区2件、田8筆、7,508平方メートル、合計8件、27筆、2万8,339平方メートル、以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書の9ページから28ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、君津市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第15号に関する説明は以上でございます。

御審議のほうよろしくお願い申し上げます。

議長 経済環境部農政課の説明が終わりました。

質問、意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 それでは、質問、意見がありませんので採決いたします。

議案第15号について賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案どおり決定いたします。

ここで、内海委員、小笠原委員の入室を認めます。

(1番 内海孝夫委員、4番 小笠原武男委員 入室)

---

◎報告第1号ないし報告第14号

議長 日程第7、報告第1号ないし第14号について、報告第1号ないし第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第10号ないし第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第14号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第14号を終わります。

---

◎閉 会

議長 以上をもちまして、令和7年第2回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和7年第3回農業委員会総会は、令和7年3月4日火曜日、市役所2階入札室にて、午後2時から開催する予定でありますので、よろしく申し上げます。

(午後2時43分)

---